原産品判定依頼書における産品名称の入力方法の変更について

2023 年 12 月 28 日 日本商工会議所

原産品判定依頼書における産品名称の入力方法を 2024 年 2 月 5 日 (月) から変更しま す。

現状の原産品判定依頼書で産品の名称は「原産品判定対象の輸出産品名(英文)」欄に ご記入いただいており、この記載が発給申請時に選択する産品名称や原産地証明書の記載 産品名にも適用されています。

原産品判定依頼(原産性の審査)にあたっては、産品ごとに付された HS コードの適正性、判定依頼産品と原材料との対比等のため、原則として同欄への記載は産品の一般名称(普通名詞)を求めておりますが、発給申請時に多くの申請で、原産地証明書の産品名称の記載がインボイスの産品名に合わせて修正されています。

こうした状況を踏まえ、全協定の原産品判定依頼書において、産品名称の入力欄を判定 審査に必要な「判定対象産品の一般名称(英文)」欄と発給申請時の産品名称となる「原産 地証明書に記載する輸出品名(商品名等・英文)」欄の2欄に改めます。詳細は以下をご覧 ください。

記

1. 「判定対象産品の一般名称(英文)」欄

判定審査にあたり、判定依頼産品が何であるか審査者が客観的に判断できるよう HS コードに基づく一般名称(普通名詞)をご入力ください。本欄は入力必須です。

2. 「原産地証明書に記載する輸出品名(商品名等・英文)」欄

発給申請時に発給システムの産品情報の入力欄で表示する名称をご入力ください。各社における商品名や商品番号などでも構いません。インボイス等で利用する名称(表記方法)が入力可能であれば、発給申請時に産品の名称を修正する必要がなくなります。

(発給申請時の産品名称の修正は、引き続き可能です)

本欄の入力は任意です。取引ごとにインボイスの表記の産品名称が異なる場合等は未入力でも構いません。なお、本欄が未入力の場合、発給申請時の産品名称は、「判定対象産品の一般名称(英文)」欄で入力した内容が表示されます。

3. 入力方法の例

	自動車部品	化学品	繊維製品
判定対象産品の一般名称	Gear box model	Polytetrafluoroethylene	Cotton yarn denim
(英文)	Industrial	Resin	
原産地証明書に記載する輸 出品名(商品名等・英文)	Gear box model Industrial Cartridge No.4438-3293	Ptfe Resin : pj-6842	Cotton yarn denim ITEM NO.1937-S

4. 入力画面の変更

【原産品判定依頼書の画面】



5. TSV テーブルレイアウトの変更

2024年2月5日(月)から、原産判定依頼登録(HED 情報)の No. 37(日メキシコ協定は No. 44、RCEP 協定は No. 27)として、「原産地証明書に記載する輸出品名(商品名等・英文)」を追加します。

TSV ファイルを発給システムに取り込んで原産品判定依頼を行っている事業者におかれましては、既存の TSV ファイルに 37 列目 (日メキシコ協定は 44 列目、RCEP 協定は 27 列目) を追加のうえ、「原産地証明書に記載する輸出品名 (商品名等・英文)」を入力してください。

6. 2024年2月5日以前に原産品判定番号を取得している産品の表示

2024年2月5日以前に原産品判定番号を取得している産品については、原則として判定依頼時に「原産品判定対象の輸出産品名(英文)」からご登録いただいた内容を「判定対象産品の一般名称(英文)」および「原産地証明書に記載する輸出品名(商品名等・英文)」の両方に記載します。したがって、発給申請時に発給システムで表示される産品名称は従来と変更ありません。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

お問い合わせフォーム